



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 133 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2026 年 10 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

積水化学工業株式会社による Ausbuild グループの過半数株式取得（M&A）

クレイトン・ユッツ法律事務所は、積水化学工業株式会社（積水化学）がブリスベンを拠点とする宅地開発・住宅建設事業である Ausbuild グループの株式 51%を約 3 億 3,500 万豪ドルで取得する投資案件についてサポートを提供し、2026 年 9 月 10 日に契約締結に至りました。

積水化学は、本取引を契機にオーストラリア住宅市場へ本格参入し、Ausbuild が保有する開発用地および建設システムを活用するとともに、積水化学のモジュラー建築工法を組み合わせることによって、クイーンズランド州における住宅供給の拡大を目指すことになります。

2032 年ブリスベン夏季オリンピックを控えた需要増加と急速な人口増加に直面するクイーンズランド州の住宅市場において、積水化学の産業技術は現地の住宅供給能力を拡大することに貢献することが期待されています。

当事務所は、加納寛之弁護士（パートナー）、山浦茂樹弁護士、須川佑妃弁護士、Natalie Harawira 弁護士、曽我修平弁護士を中心にサポートを提供しました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

企業結合規制のさらなる改正（M&A）

企業結合取引に関する義務的届出制を導入した新企業結合規制は2026年1月1日から施行されていますが、この制度の下では、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）への届出が必要な取引が届出されずに実行された場合、当該取引は自動的に無効となります。これは、届出の不備が故意であったか不注意であったかを問いません。その結果は厳しく、当該取引自体がなかったものとして扱われますので、取引に関連する担保権、資金調達契約、従業員および第三者の権利等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

2026年9月に成立した新しい改正法により、かかる未届出の取引を当然に無効とはせず、裁判所が無効と判断する制度になりました。すなわち、未届出の取引は依然として違法であり、民事罰も引き続き適用されますが、取引自体は自動的に無効とはならず、代わりにACCCが連邦裁判所に対して取引を無効とする命令を出すよう申立てを行う手続きが必要になります。もっとも、裁判所は、無効にすることが「望ましくない」と認められる場合（例：善意の第三者に損害が発生する場合、売主が清算されて存在しない場合など）を除き、原則として無効命令を発しなければならないとされています。また、ACCCは取引から6年以内であれば裁判所へ無効の申立てが出来ることになっています。

また、ACCCの承認はACCCの決定から12か月後に失効し、その期間内に取得取引が完了していない場合は再届出が必要となりますが、今回の改正法により、当事者はACCCによる承認の有効期間を12か月を超えて最大6か月延長する申請を行うことができるようになります（複数回の延長申請も可能）、複雑な取引に柔軟性が提供されることになります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

自動更新および解約に関する消費者誤認の認定（消費者法）

連邦裁判所は、eHarmonyが有料会員のサブスクリプションの価格設定、自動更新および解約手続きの取扱いにおいてオーストラリア消費者法に違反したと認定しました。

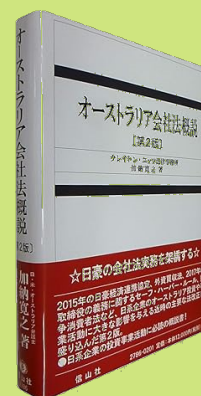
裁判所は、eHarmonyが、サブスクリプションプランが一定期間のみ有効であるかのような印象を与え、割引なしの価格で12か月間の自動更新がなされることを十分に開示しなかったことで、消費者を誤認させたと判断しました。

ACCCはデジタルプラットフォーム全般にわたるサブスクリプション・トラップおよびドリップ・プライシングへの取締りを強化し続けていますが、本判決は、特に新たな不公正取引慣行規制の施行が近づく中、継続課金モデルを採用する事業者が消費者向けの開示内容を精査することの重要性を改めて示すものとなっています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第2版〕（2019）



「オーストラリア会社法概説」は、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)でご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

オーストラリアの内部告発者保護法における「供給者」の広義解釈（コーポレート・ガバナンス）

オーストラリア連邦裁判所は、Wood v Royal Agricultural Society of NSW 事件において、2001 年会社法第 9.4AAA 編に基づく内部告発者保護の適用範囲について重要な判断を示しました。

本件における争点は、非営利団体である Royal Agricultural Society of NSW（RAS）に対しボランティアとして資金調達やブリードキャプテン（同団体が開催したショーにおける出品者と委員会との連絡調整等の役割）などの活動を行っていた Wood 氏が、適格な内部告発者となる「サービスまたは商品を提供する個人」に該当するかという点でした。RAS は、同氏が雇用関係も契約関係もないため適格内部告発者ではないと主張しましたが、裁判所は、かかる RAS の主張を退けつつ、①「供給」は継続的である必要はなく、短期間や単発のものでも足りる、②内部告発者が組織の不正行為に接し、または影響を受けうる立場にあり、それを開示すると何らかの報復を受けるリスクがあるという程度の関連性は必要とされる、③情報提供が行われた時期に制限はない、という重要な解釈を示しました。その結果、Wood 氏の資金調達活動やブリードキャプテンとしての役割は、内部告発者としての保護要件としての「供給」に該当し得ると認定されました。

本判決は中間判断であり、最終的な審理と判断は今後の裁判で行われますが、適格内部告発者の範囲が従来 of 想定よりも大幅に広く解釈される可能性があることを示している点が重要です。特にボランティアに依存する組織は、契約や雇用関係のない個人も保護対象となり得ることを前提に、内部告発者ポリシーの見直しておくべきでしょう。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

2026 年個人データ保護法案の主な提案（プライバシー法）

2026 年 8 月 31 日、オーストラリア政府は、2026 年プライバシー改正（個人データ保護）法案の公開草案および協議文書を公表しました。

法案の中心となるのは、オーストラリアプライバシー原則（APP）の 3 条、4 条、6 条について、収集、使用、開示が、合理的期待、組織の機能や活動との関連性、透明性、データの最小化等、法定の要素に照らして「公正かつ合理的」であるかという単一のテストに置き換えることです。

その他、法案には、「個人情報」やその「収集」の範囲、同意の取得方法などいくつかの基本的な定義の修正および明確化が含まれるほか、データ漏洩の 72 時間以内の通知義務、大規模プラットフォームに対するデータ消去権の新設、欧州法をモデルとした管理者・処理者フレームワークの導入などが含まれます。

法案が成立した場合、規制対象となる事業体はデータマッピングの実施、同意取得メカニズムの見直し、サプライチェーン契約の更新、72 時間通知に対応するインシデント対応計画の整備など、幅広く対応することが求められます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

フェアワーク委員会が過度に AI を利用した申立てに対する措置を公表（労働法）

2026 年 8 月 24 日、労使紛争の審判等を行う準司法機関であるフェアワーク委員会（FWC: Fair Work Commission）は、FWC の手続きにおける生成 AI（GenAI）の使用に関するガイダンスノートを発表しました。2026 年 10 月 20 日から施行されるこのガイダンスノートにより、FWC の手続きのための書類作成に GenAI を使用するすべての当事者（雇用主およびその代理人を含む）は、以下の 3 つの要件が課されることになります。

- 1) 当事者は、GenAI を使用したかどうか、使用した場合はその使用方法を書類自体に開示しなければなりません。開示すべき使用方法には、リーガルリサーチ、事実および証拠の整理、音声の書き起こし、言語の翻訳、コンテンツの執筆や編集などが含まれます。
- 2) 当事者は、書類を確認し、すべての内容が正確で事案に関連していることを確保するために必要な修正を行わなければなりません。これには、引用された判例、法令および記事が述べられた命題を裏付けていることや、すべての抜粋または引用が正確であることの検証が含まれます。検証は他の AI ツールではなく人間が行わなければならない、必要な確認が完了したことを書類に記載しなければなりません。
- 3) 書類が証人の陳述書または宣誓書である場合、証人は自らの知識に基づくものであること、自らの言葉を反映していること、および自らが知る限りにおいて真実であることを確認しなければなりません。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

2025 年度第 2 回パス日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パス日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会（2024 年 9 月 5 日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

[Japan Practice 紹介サイト](#)
[Japan Practice LinkedIn](#)



豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用了資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

ジャパンタイムズ紙特集記事（日豪友好協力基本条約締結 50 周年記念特別号・2026 年 6 月 16 日）

英字新聞ジャパンタイムズ紙の日豪友好協力基本条約締結 50 周年記念特別号にて、当事務所の特集記事が掲載されました。本記事では、これまでに両国が築いてきた経済関係と将来の展望に触れながら、当事務所およびジャパン・プラクティス・グループの取り組みが紹介されています。日本企業の皆様によるオーストラリアでの投資や事業展開に関して、言語、法制度、ビジネス慣習の違いも踏まえたサポートを提供していることについて、当事務所の最高執行パートナーである Emma Covacevich 弁護士およびジャパン・プラクティス・グループの責任パートナーである加納 寛之 弁護士がコメントしています。本記事（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『【特別企画】どうなる？日豪のM & A 市場 - NNA 業界座談会第 6 弾』（2024 年 7 月 8 日・9 日）

アジア経済ニュースを発信する NNA 社が主催した、日系企業による豪州 M&A に携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州 M&A に関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業による M&A 手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOU および DD の重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024 年 7 月 8 日および 9 日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

「オーストラリア会社法概説」（第 2 版）では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール: hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール: syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール: ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曽我 修平
メール: ssoga@claytonutz.com



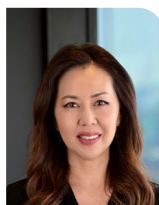
外国法弁護士 岡崎 玲於奈
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: rokazaki@claytonutz.com



外国法弁護士 滝口 浩平
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: ktakiguchi@claytonutz.com



外国法弁護士 米田 崇人
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: tyoneda@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール: kridgway@claytonutz.com